

# 公 告

新潟北土改公告第6号

新潟北土地改良区定款附属書役員選挙規程第4条の規定により、役員選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和4年3月6日

新潟北土地改良区  
理事長 加藤 豊  
(公印省略)

## 記

- 選挙の期日 令和4年3月12日
- 投票開始の時刻 午後3時
- 選挙する役員の数

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事数 (うち耕作者理事)	監事数
第1被選挙区	新潟市北区 阿賀野市	7人 (4人)	1人

<p>第 2 被選挙区</p>	<p>新潟市北区 太田 1 番～2423 番、太田字上黒山、太田字山下、太田字中黒山、太田字下黒山、太田字棕甲、太田字棕前乙、太田字棕丙、太田字未高入戊、太田字名山、太田字法花鳥屋甲、太田字法花鳥屋前乙、太田字城山甲 1147 番 2～甲 4869 番、太田字松影甲 192 番 1～甲 507 番・甲 946 番～甲 1841 番 6、村新田、村新田字藤兵エ通り、嘉山字嘉山、嘉山字鮫面、嘉山字大口、前新田、葛塚字正尺、葛塚字上大川、葛塚字中大川、葛塚字下大川、葛塚字柳原、葛塚字已高入、葛塚字樋之内、葛塚字下大川堤付、下土地亀字樋之内 3297 番～3457 番、横井字天神川向 1025 番～1071 番、横井字大境道下 1094 番～1127 番、横井字大境 1101 番～1143 番、横井字城山前中道外 1087 番～1151 番、横井字五反歩 1220 番～1252 番</p>	<p>2 人 (1 人)</p>	<p>1 人</p>
<p>第 3 被選挙区</p>	<p>新潟市北区 木崎、内島見、樋ノ入、下大谷内、笹山、横土居、浦ノ入、鳥屋、横井字横井山越、横井字横井前、横井字大曾根、横井字中郷海老、横井字城山浦、横井字横井潟、太田字城山甲 4883 番 1～甲 4933 番、太田字松影甲 731 番～甲 769 番、葛塚字子辰高入 2896 番～2910 番 1、笠柳、早通、下早通、須戸、彩野、下土地亀字樋之内 3697 番～3699 番、仏伝、浜浦、早通北、松栄町、太夫浜、白勢町、松潟、新崎、濁川、名目所 新発田市 聖籠町 佐々木字川前 3327 番～3365 番 藤寄</p>	<p>4 人 (3 人)</p>	<p>1 人</p>
<p>計</p>		<p>1 3 人 (8 人)</p>	<p>3 人</p>

4 投票用紙に記載する役員の数                      理事 1 人                      監事 1 人

5 その他

- (1) 役員に立候補しようとする者は、明後日中にその旨を書面で当土地改良区に届け出てください。
- (2) 役員候補者を推薦する者（組合員 2 人以上）は、本人の承諾を得て、明後日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1) 及び (2) の届出は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に行ってください。
- (4) 役員候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の 3 日前までに公告します。
- (5) 被選挙区の役員候補者の数とその被選挙区において選挙すべき役員の数を超えた被選挙区にあつては、下記の投票所及び開票所にて選挙を執行します。

投票所・開票所

新潟県新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 5 号

新潟市北区文化会館

投票用紙

第 5 回通常総代会にて配布